

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、企業倫理の重要性と経営の健全性を経営上の重要な課題として位置づけております。これらを実践・推進するための組織、運営体制の確立により、一層信頼される企業を目指すべく、事業活動の推進や業務執行における法令遵守はもとより、企業倫理に基づく行動の徹底を役員が率先して図っております。これらにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、公正で透明性の高い経営を実現しております。

なお、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する考え方・方針を明確にするため、「アマノグループ コーポレートガバナンス基本方針」及び「アマノグループ コーポレートガバナンスガイドライン」を制定しております。今後も当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するコーポレート・ガバナンスの実現を目指してまいります。

※上記「基本方針」及び「ガイドライン」につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

(<http://www.amano.co.jp/corp/governance.html>)

コーポレート・ガバナンスを有効にするための主な体制は次のとおりであります。

取締役会は、非常勤の社外取締役2名を含む10名で構成され、定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、業務の執行状況も報告され、迅速に経営判断できる体制となっております。社外取締役については、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、平成25年6月27日開催の第97回定時株主総会にて1名選任し、平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会にて1名増員しております。なお、当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

また、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図ることを目的に、平成17年4月より執行役員制度を導入しております。なお、執行役員17名のうち6名は取締役を兼務しております。

監査役会は、非常勤の社外監査役2名を含む4名で構成されております。監査役は取締役会に出席するほか、社内の各種委員会や会議にも積極的に参加し、取締役の業務執行を監視するとともに、内部監査部と連携を図り業務執行の監視強化に努めております。

また、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るべく、取締役会の機能の独立性・透明性と更なる説明責任の強化を目的として、社外取締役、社外監査役及び代表取締役からなる「経営諮問会議」を設置しております。当会議では、社外取締役及び社外監査役の独立的な観点、幅広い経験及び専門的な知識に基づく見地から、役員の指名及び報酬等に関する事項など重要な事項について審議を行います。

その他、グループ各社については、国内は「国内グループ会社戦略会議(Domestic Strategy Conference)」を、海外は「海外グループ会社戦略会議(Global Strategy Conference)」を必要に応じて開催し、各社の経営状況を把握する等経営監視機能を高め、グループ一体となった企業倫理の浸透、ガバナンスの強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

特定の事項を開示すべきとする原則についての説明は以下のとおりであります。なお、「アマノグループ コーポレートガバナンス基本方針」及び「アマノグループ コーポレートガバナンスガイドライン」については、当社ウェブサイトに掲載しております。

(<http://www.amano.co.jp/corp/governance.html>)

【原則1-4】

アマノグループ コーポレートガバナンスガイドラインをご参照ください。また、銘柄ごとの保有目的については、有価証券報告書をご参照ください。(http://www.amano.co.jp/ir/library/securities_report.html)

【原則1-7】

アマノグループ コーポレートガバナンスガイドラインをご参照ください。

【原則3-1】

(1) 当社ウェブサイトをご参照ください。(<http://www.amano.co.jp/corp/philosophy.html>) (<http://www.amano.co.jp/ir/plan.html>)

(2) アマノグループ コーポレートガバナンス基本方針をご参照ください。

(3) アマノグループ コーポレートガバナンスガイドラインをご参照ください。

(4) アマノグループ コーポレートガバナンスガイドラインをご参照ください。

(5) 各役員の選任・指名についての説明は以下のとおりです。

・中島 泉(代表取締役会長)

当社の販売部門、事業部門及び企画部門等において豊富な業務経験を有し、海外現地法人の社長も務め、2011年4月から代表取締役社長として、また、2017年6月から代表取締役会長として当社経営を担っております。

引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役として選任しております。

・津田 博之(代表取締役社長)

当社の販売部門、事業部門等において豊富な業務経験を有し、国内グループ会社の社長も務め、その経験や知見を当社取締役会において活かすことによって、取締役会の意思決定機能の強化が期待できるため、新たに取締役として選任しております。

また、2017年6月から代表取締役社長として当社経営を担っております。

- ・白石 弘(取締役常務執行役員 管理総括 兼 管理本部長)
当社の販売部門、事業部門、企画部門及び管理部門等において豊富な業務経験を有し、2009年6月以降、当社取締役として、取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。
このような実績を踏まえ、引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役として選任しております。
- ・寺崎 功(取締役常務執行役員 営業総括 兼 国内グループ管掌)
当社の販売部門及び事業部門等において豊富な業務経験を有し、2013年6月以降、当社取締役として、取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。
このような実績を踏まえ、引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役として選任しております。
- ・赤木 毅(取締役執行役員 開発本部長)
当社の開発部門及び製造部門等において豊富な業務経験を有し、2014年6月以降、当社取締役として、取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。
このような実績を踏まえ、引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役として選任しております。
- ・笹谷 康博(取締役執行役員 東京営業本部長)
当社の販売部門及び事業部門等において豊富な業務経験を有し、2015年6月以降、当社取締役として、取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。
このような実績を踏まえ、引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役として選任しております。
- ・井原 邦弘(取締役執行役員 経営企画本部長 兼 株式会社クレオ 取締役(社外))
当社の経理部門及び管理部門等において豊富な業務経験を有し、2016年6月以降、当社取締役として、取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。
このような実績を踏まえ、引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役として選任しております。
- ・山崎 学(取締役執行役員 事業総括 兼 総合戦略企画室長)
当社の販売部門、事業部門及び企画部門等において豊富な業務経験を有し、その経験や知見を当社取締役会において活かすことによって、取締役会の意思決定機能の強化が期待できるため、新たに取締役として選任しております。
- ・岸 勲(社外取締役)
公認会計士としての専門的な知識・経験を有しており、また、公的な各種評価委員会の委員等を歴任するなど幅広い経験を有していることから、引き続き当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できるため、社外取締役として選任しております。
- ・川島 清嘉(社外取締役)
弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、また、教育機関における重職の歴任や、上場企業の社外取締役としての幅広い経験を有していることから、引き続き当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できるため、社外取締役として選任しております。
- ・山口 治彦(常勤監査役)
当社の販売部門、事業部門及び管理部門において豊富な業務経験を有し、また、代表取締役専務として当社経営を担ってきており、その経験や知見を当社の経営に対する監査・監督に活かすことが期待できるため、常勤監査役として選任しております。
- ・上野 亨(常勤監査役)
当社の経理部門及び企画部門等において豊富な業務経験を有し、また、取締役として当社経営を担ってきており、その経験や知見を当社の経営に対する監査・監督に活かすことが期待できるため、常勤監査役として選任しております。
- ・佐藤 佳志(社外監査役)
金融機関において培われた専門的な知識・経験等を有しており、また、学校法人河合塾の顧問等を歴任するなど幅広い経験も有していることから、公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できるため、社外監査役として選任しております。
- ・糸長 丈秀(社外監査役)
保険会社において培われた専門的な知識・経験等を有しており、より広範な識見に基づいた意見・助言等が期待できるため、引き続き社外監査役として選任しております。

【補充原則4-1-1】

当社取締役会規則にて、取締役会決議事項を明確にするとともに、社長より委任された範囲内において業務担当取締役が業務の執行の決定及び執行できる旨を明示しております。なお、各取締役の担当については当社ウェブサイトをご参照ください。(http://www.amano.co.jp/corp/officer.html)

【原則4-8】

当社は独立社外取締役を2名選任し、独立役員として指定しております。詳細については、当報告書【取締役関係】をご参照ください。

【原則4-9】

アマングループ コーポレートガバナンスガイドラインをご参照ください。

【補充原則4-11-1】

アマングループ コーポレートガバナンスガイドラインをご参照ください。

【補充原則4-11-2】

アマングループ コーポレートガバナンスガイドラインをご参照ください。なお、役員の兼任状況については、当社ウェブサイトをご参照ください。(http://www.amano.co.jp/corp/officer.html)

【補充原則4-11-3】

当社では、取締役10名(うち社外2名)、監査役4名(うち社外2名)計14名に対し、アンケート調査を実施し、その回答結果を踏まえ、取締役会において議論を行った結果、取締役会全体の実効性は適切に確保されていると判断しております。

(1) 取締役会の構成について

取締役会の人員は、業務経験の豊富な社内出身者、財務・法律等の専門的知見を有する独立性の高い社外取締役など知識、経験、能力は全体としてバランス良く適切に確保されております。

(2) 取締役会の運営

現在の取締役会の開催頻度は適時に適切な意思決定を行うのに十分な頻度であります。

取締役会への取締役の出席率は99%(うち社外取締役の出席率は100%)であります。

議題・議案に関する情報・資料については、全取締役に対して事前に提供され、十分な検討時間が与えられております。

(3) 取締役会の議題等について

議題・議案の内容については、当社グループにおける重要な情報(定量情報・定性情報)は月次ベースにて全取締役に共有され、その他の重要な事項については、適宜取締役会の議題として議論し、意思決定を行っております。

(4) 取締役会を支える体制について

取締役・監査役は、情報の提供を求める機会が適切に確保されており、内部監査部門と取締役・監査役の連携は確保されております。

また、社外役員に必要な情報を適確に提供するために、経営企画部門等のスタッフが適宜サポートしております。

役員へのトレーニングの機会については、役員向けの研修を定期的に行うなど役員に求められる役割と責務を十分に理解する機会が与えられております。

(5)実効性の更なる向上について

分析・評価を行う過程で、各取締役からは取締役会の開催頻度の増加や運営方法の一層の改善、役員向けトレーニングの充実化等の意見も出されました。こうした意見や議論を踏まえ、当社の取締役会の実効性確保のための課題等をしっかりと共有・認識し、取締役会の実効性の更なる向上を目指してまいります。

【補充原則4-14-2】

アマノグループ コーポレートガバナンスガイドラインをご参照ください。

【原則5-1】

アマノグループ コーポレートガバナンスガイドラインをご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(公財)天野工業技術研究所	6,071,665	7.92
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	4,514,100	5.88
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	4,456,600	5.81
第一生命保険(株)	4,000,000	5.21
日本生命保険(相)	3,743,256	4.88
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	2,871,800	3.74
(株)みずほ銀行	2,824,600	3.68
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,801,900	3.65
東京海上日動火災保険(株)	2,448,818	3.19
(株)三菱東京UFJ銀行	2,100,542	2.74

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岸 勲	公認会計士											
川島 清嘉	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岸 勲	○	岸公認会計士事務所所長及び日本公認会計士協会神奈川県会相談役を兼務しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。	公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しており、また公的な各種評価委員会の委員等を歴任するなど幅広い経験も有していることから、当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できると考えております。 また、兼任状況及び現在に至るまでの経歴等を勘案し、当社として一般株主と利益相反が生じるおそれはない独立的な立場にあると判断しております。
川島 清嘉	○	富士古河E&C(株)の取締役及び学校法人神奈川学園の理事を兼務しております。	弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、また、他の上場会社の社外取締役を務めるなど幅広い経験も有していることから、当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できると考えております。

		また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。	また、兼任状況及び現在に至るまでの経歴等を勘案し、当社として一般株主と利益相反が生じるおそれはない独立的な立場にあると判断しております。
--	--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	経営諮問会議	6	0	2	2	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	経営諮問会議	6	0	2	2	0	2	社内取締役

補足説明

コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るべく、取締役会の機能の独立性・透明性と更なる説明責任の強化を目的として、社外取締役、社外監査役及び代表取締役からなる「経営諮問会議」を設置しております。当会議では、社外取締役及び社外監査役の独立的な観点、幅広い経験及び専門的な知識に基づく見地から、役員の指名及び報酬等に関する事項など重要な事項について審議を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任しております。会計監査人は、当社及びグループ各社に対し会社法及び金融商品取引法に基づく監査を実施しております。また、会計監査のみならず、情報システム部門に対するシステム監査、全国の営業所やグループ各社に対する業務監査を、年間を通じ計画し実行しております。

監査結果は監査役まで随時報告され、必要に応じ協議を行い、それぞれの監査方針や発生した問題点に関する情報交換を行っております。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は48百万円であります。

また、当社はコンプライアンス強化及び内部統制システムの充実を目的として内部監査部を設置し、各業務執行状況の監査を実施できる体制を整えております。

内部監査部は、期初に設定した年次監査計画に加え、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査も実施し、その監査結果は必要に応じて代表取締役に報告されるとともに、取締役会及び監査役会にも報告されます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 佳志	他の会社の出身者										△			
糸長 丈秀	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 佳志	○	学校法人河合塾理事及び(株)KJホールディングス代表取締役社長を兼務しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。 なお、出身元である(株)みずほ銀行は当社の大株主及び取引金融機関であり、通常の預金取引（平成29年3月31日時点残高11,812百万円）がございます。現時点において借入金はありません。	金融機関において培われた専門的な知識・経験等を有しており、また、学校法人河合塾の理事等を歴任するなど幅広い経験も有していることから、公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できると考えております。 また、兼任状況及び現在に至るまでの経歴等を勘案し、当社として一般株主と利益相反が生じるおそれはない独立的な立場にあると判断しております。
糸長 丈秀		相互住宅(株)代表取締役社長を兼務しております。 また、平成28年3月末まで、第一生命保険(株)専務執行役員を兼務しておりました。 なお、同社は当社の大株主であり、当社と保険契約等の取引がございます。	保険会社において培われた専門的な知識・経験等を有しており、より広範な識見に基づいた意見・助言等が期待できると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
---------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年6月27日開催の第92回定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、株価連動型報酬を導入することで役員報酬と株主価値の連動性を高めております。月額報酬の一定割合を自社株式取得目的報酬として支給し、これを当社役員持株会に拠出することとしております。また、購入した株式は在任期間中保有することといたします。

また、平成28年6月29日開催の第100回定時株主総会での決議により、平成29年4月から開始した新中長期経営計画期間に連動した新しい株式報酬制度として役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の制度を導入しております。

本制度は、連結営業利益計画達成率、連結営業利益率、ROEおよび役位に応じて、一定のポイントが付与され、取締役らに指標達成のインセンティブが働く内容となっております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

--	--

取締役(10名)・・・281百万円(社外取締役を除く)
監査役(3名)・・・52百万円(社外監査役を除く)
社外役員(4名)・・・30百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、経営諮問会議における審議結果・提言を最大限尊重したうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、取締役の報酬等は取締役会にて代表取締役に一任のうえ代表取締役の協議により、監査役の報酬等は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは配置していませんが、社外取締役及び社外監査役に対する情報提供を適時・適切に行うため、社外取締役については経営企画部門のスタッフが、社外監査役については内部監査部門及び経理部門のスタッフがそれぞれサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、取締役会の実効性を高めるべく取締役の員数を定款で10名以内と定め、経営の重要事項の審議・決議及び当社グループ全体の経営戦略や中長期の経営方針等に対する迅速な意思決定ができる体制など改革を図っております。その一環として、平成17年4月より執行役員制度を導入し、大幅な権限委譲のもとで意思決定の迅速化と経営の効率化を目指しております。

また、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るべく、取締役会の機能の独立性・客観性と更なる説明責任の強化を目的として、社外取締役、社外監査役及び代表取締役からなる「経営諮問会議」を設置いたしました。当会議では、社外取締役及び社外監査役の独立的な観点、幅広い経験及び専門的な知識に基づく見地から、役員の指名及び報酬等に関する事項など重要な事項について審議を行います。

CSR(企業の社会的責任)への取り組みとリスク管理体制の根幹を成すものとして、「コンプライアンス委員会」や「リスクマネジメント委員会」等の各種社内委員会を設置し、その運営強化を図っております。各委員会の活動内容は随時、代表取締役に報告されるとともに、必要に応じて取締役会に報告されます。各委員会については【模式図:コーポレート・ガバナンス体制】をご参照下さい。

○社外取締役に関する事項

当社は、社外取締役を2名選任しております。

公認会計士や弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、また、これまでの経歴を踏まえ幅広い経験も有していることから、当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できると考えております。なお、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両名ともに指定しております。

○監査役の機能強化に係る取組み状況

社外監査役については、専門的な知識や経験、能力等を当社の監査体制強化に活かして頂くことを目的に選任しており、うち1名を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。当該社外監査役においては、独立的な視点からの公正な意見表明等を期待するものであります。

また、内部監査部及び経営企画室等の関連部門のスタッフにより、監査役監査を支える体制を整備しております。

○監査の状況

・監査役会・・・4名(うち2名は非常勤の社外監査役)

監査役監査につきましては、監査役会にて定めた監査の方針、業務の分担等に従い実施しております。取締役会に出席するほか、社内の各種委員会や会議にも積極的に参加し、取締役の業務執行を監視するだけでなく、必要に応じてグループ各社に対し報告を求め業務・会計の状況を調査しております。また、内部監査部や会計監査人とも連携を図り、監査状況の結果等の情報を共有する体制をとっております。

・内部監査部

内部監査につきましては、内部監査部が当社及びグループ各社の業務遂行状況を監査しております。同監査部は、期初に設定した年次監査計画に加え、監査役会との協議により監査役が要望した事項についても内部監査を実施し、その監査結果は、必要に応じて代表取締役に報告されるとともに、取締役会及び監査役会にも報告されます。

・会計監査人

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人が当社及びグループ各社に対して会社法及び金融商品取引法に基づく監査を実施しております。監査結果は監査役会、内部監査部及び経理部門まで随時報告を受けております。

平成29年3月期に係る監査業務を執行している公認会計士及び継続監査年数は以下のとおりであります。

指定有限責任社員・業務執行社員 鈴木 聡(継続監査年数1年)

指定有限責任社員・業務執行社員 日置 重樹(継続監査年数4年)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

ガバナンス体制については、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」(平成21年6月17日公表)において提示されているコーポレート・ガバナンスのモデルのうち、「社外取締役の選任と監査役会等との連携」を参考にしており、社外取締役及び社外監査役については、社外の独立的な視点から各部門、グループ会社における内部統制の整備及び運用の徹底に資する意見を表明しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に向けて、作成方法の見直しや、手順を効率化するためのツールの選定等の検討を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知のうち各議案を中心に英訳を行い、当社ウェブサイトに掲載しております。 (http://www.amano.co.jp/English/ir/news.html)
その他	上記の他、株主総会招集通知については当社ウェブサイトに掲載しております。 (http://www.amano.co.jp/ir/stock/meeting.html)

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。 (http://www.amano.co.jp/ir/disclosure.html)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回(本決算及び第2四半期決算発表後)アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催しております。説明会では代表取締役社長が決算内容の説明のみならず、中長期経営計画や業績見通しについて説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、事業報告書、FINANCIAL REPORT、財務ハイライトの他、株主・投資家の皆様に有用な情報を提供しております。 (http://www.amano.co.jp/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部経営企画室が担当しております。また、取締役執行役員経営企画本部長をIR担当役員に任命しております。	
その他	海外IRについては、代表取締役とIR担当役員が定期的に海外を訪問して投資家と意見交換を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの経営理念において、企業を支える全ての人々や社会との共存共栄を掲げ、ステークホルダーの立場を尊重することを明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは環境理念及び環境方針を定め、環境保全に配慮した事業活動及び環境経営に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの経営方針において、ステークホルダーへの「利益還元」を経営指針の一つとして掲げ、事業の持続的な成長を通じて、ステークホルダーに継続して利益を還元し続ける会社を目指すことを明記しております。
その他	上記の他、アマノグループ コーポレートガバナンス基本方針及びアマノグループ コーポレートガバナンスガイドラインにおいても、ステークホルダーとの適切な協働に努め、適切な対応を行う旨を明記しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は当社及び当社子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制「業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令遵守」（以下「内部統制」という）を整備しています。具体的内容については以下のとおりです。

1. 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業倫理規定をはじめとするグループ全体のコンプライアンス体制にかかる規定を制定し、取締役、執行役員、管理職、一般社員（以下「役職員」という）が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の取り組みをグループ横断的に統括し、コンプライアンス上の重要な問題の審議及び役職員教育等を行う。
内部監査部門は、コンプライアンス委員会と連携の上、グループ全体のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。
 - (2) 当社及び当社子会社の役職員が法令違反の疑義のある発見をした場合は、すみやかにコンプライアンス委員会に報告する体制を確立する。この体制には、従業員が直接法令違反の疑義がある行為等を匿名で通報できることを保証するコンプライアンスホットラインも含まれる。法令違反の疑義ある行為等の報告・通報を受けたコンプライアンス委員会は内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発度の高い問題は、コンプライアンス委員会が取締役会及び監査役会に報告する。
 - (3) 社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規定により、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
コンプライアンス担当取締役はリスク管理総括を兼任し、当社グループ全体のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規定を策定する。同規定においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。また、内部監査部門が各部署ごとのリスク管理の状況を監査する。この結果は取締役会及び監査役会に報告される。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は当社及び当社子会社の取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規定等を定めるとともに、役職員が共有するグループ全体の経営目標を策定し、この目標達成に向けて業務担当取締役は、各部門が実施すべき具体的施策及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、IT技術を活用した迅速な経営管理データを、取締役会及び各取締役並びに経営管理者に報告されるシステムを構築する。
取締役会は定期的にその結果のレビューを実施し、このレビューをもとに、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成度の確度を高め、グループ全体の業務の効率化を図る。
5. 当社及び当社子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社における内部統制の構築を目指し、当社に子会社の内部統制に関する担当部署を設けると共に、当社及び当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - (2) 当社取締役、執行役員及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - (3) 当社の内部監査部門は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を(1)の担当部署及び(2)の責任者に報告し、(1)の担当部署は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - (4) グループ会社管理規定に基づき、子会社の業績、財務状況その他の重要情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
6. 監査役がその職務を補助すべき役職員を置くことを求めた場合における当該役職員に関する体制並びに役職員の取締役からの独立性及び当該役職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 内部監査部門は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
 - (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた役職員は、その命令に関して、取締役、内部監査部長等の指揮・命令を受けない。監査役からの命令について、当該役職員は他の業務に優先してこれを遂行するものとする。
7. 当社の役職員並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職、一般社員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
 - (1) 当社の役職員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職、一般社員若しくはこれらの者から報告を受けた者は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。
 - (2) 監査役会へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。
 - (2) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制基本方針及び企業倫理綱領において、反社会的勢力に対する姿勢を明確にするとともに、グループ全体でその徹底を推進しております。

アマノグループは、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体等とは一切関わりません。とくに、経営に携わる者はこのような勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動を取ります。そのような団体等に対しては、「怖がらない」「金を出さない」「利用しない」を三原則として毅然とした態度で対応します。

具体的には、取引先から反社会的勢力排除に関する誓約書を提出いただく、取引基本契約その他各種契約に関して必要に応じて反社会的勢力排除条項を設けた契約書を取り交わす等の取組みを行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 適時開示体制の概要

当社は、投資家に適時適切な会社情報の開示を行うことを重要な責務と認識しております。その認識のもと、上場証券取引所の適時開示規則に基づき、重要な決定事項や決算に関する情報、重要な発生事項に関する情報及び投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断される情報について迅速に適切な情報開示を行うことにより、公正で透明性の高い経営の実現に努めております。

全ての情報は経営企画本部及び管理本部へ報告されます。法令遵守に関する情報はコンプライアンス委員会が、事業のリスクに関する情報はリスクマネジメント委員会が、個人情報や機密情報は情報セキュリティ管理委員会がそれぞれ管理し、内容の把握及び調査を行っております。重要な情報は情報取扱責任者が一元管理を行っており、その都度代表取締役へ報告され、取締役会の承認を受けた後、情報開示部門を経て開示しております。また、監査役会、会計監査人、顧問弁護士によるチェック及び内部監査部によるチェックが随時行われており、適正な判断に基づいた情報開示を行うことができる社内体制を構築しております。【模式図：適時開示体制の概要】も併せてご参照下さい。

また、平成26年4月に適時開示規程を制定し、重要情報の管理及び適時開示に係る所管、責任及び運用等について、改めて明確にいたしました。

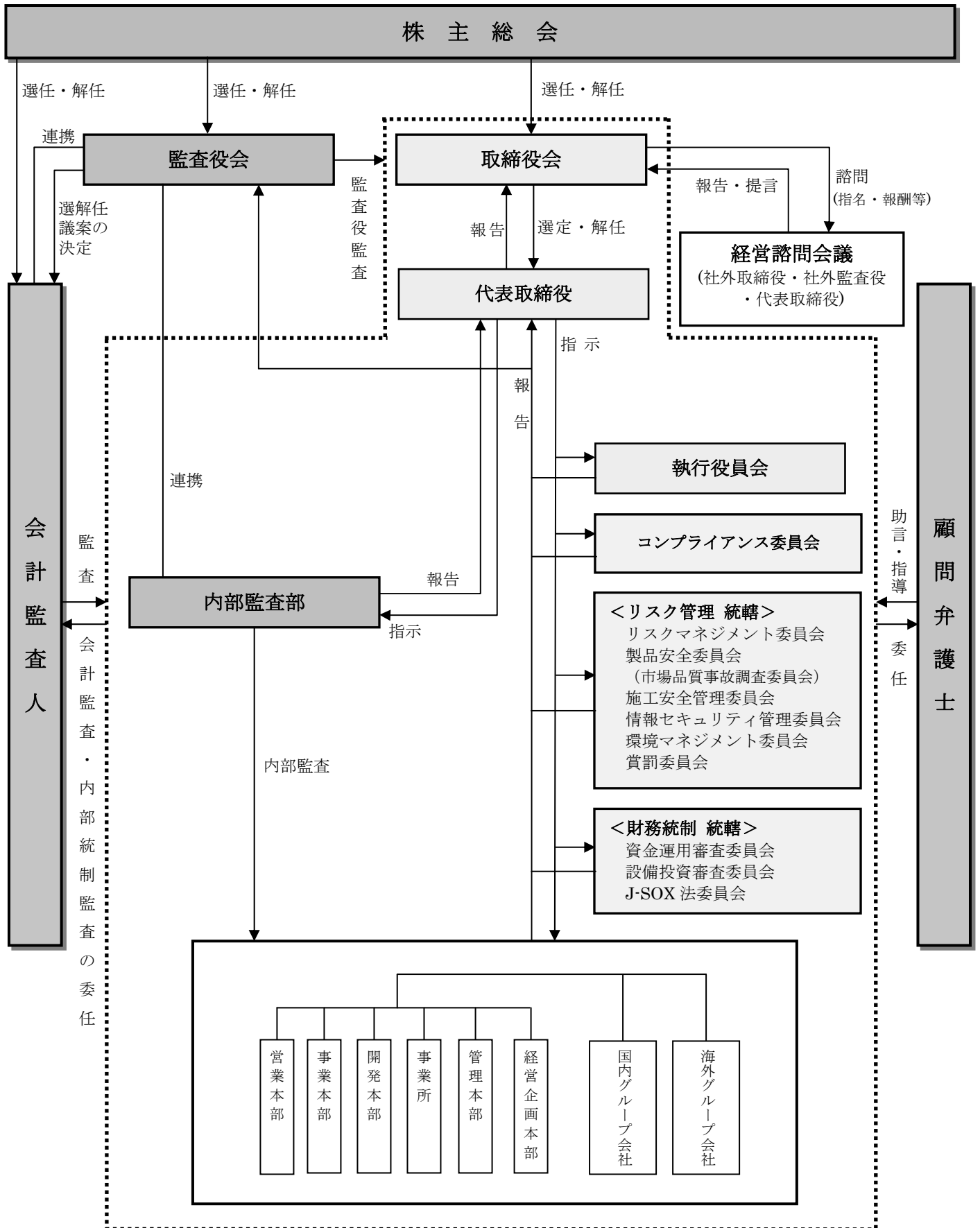
(2) その他

平成20年4月から開始された内部統制報告書制度に対応すべく、「J-SOX法委員会」を中心に「財務報告に係る内部統制」の構築を積極的に推進しております。具体的には対象となる業務プロセスの文書化作業、整備状況及び運用状況の評価作業推進及びグループ全体に対する教育・啓蒙活動を行っております。

また、内部監査部による全国の営業所、事業所及びグループ会社に対する監査を積極的に進めてまいりました。

平成27年4月には、当社グループのコーポレートガバナンスに関する考え方・方針を明確にすることを目的として、「アマノグループ コーポレートガバナンス基本方針」及び「アマノグループ コーポレートガバナンスガイドライン」を制定いたしました。

コーポレートガバナンス体制



適時開示体制の概要

